

# 「広報上越」及び「市ホームページ」への広告掲載業務仕様書

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

「広報上越」及び「上越市ホームページ」有料広告掲載枠売却

### (2) 業務の指針及び基準等

本業務は、関係法令及び「上越市有料広告掲載に関する要綱」（以下「要綱」という。）、「上越市有料広告掲載に関する要綱第4条及び第5条に係る判断基準等」（以下「基準」という。）、「上越市広報紙等の有料広告掲載要領」、その他本市が定める規定により行うものとする。

### (3) 業務の内容

入札で購入した広報上越及び市ホームページの広告掲載枠に広告掲載を希望する広告主を募集し、広告原稿を作成して指定する期日までに原稿を納入する（広告掲載に係る事項についての広告主との交渉、調整その他一切の対応を含む）。

### (4) 広告掲載媒体等

#### ① 広報上越

##### ア 広報上越の概要

発行	月1回（毎月25日）発行
規格	A4判カラー30頁程度
発行部数	76,000部。市内全世帯、公共施設、関係自治体に配布

##### イ 広告の規格等

枠の大きさ	縦4.6cm、横8.4cm（2枠を1枠：縦4.6cm、横17.0cmとしても使用可）必ず0.5mmの黒100%の罫線で囲み、その罫線の外側を原稿サイズとする。
掲載の位置	表紙・裏表紙を除く市が指定するページ（「くらしの情報」のコーナー）の最下段とする。掲載順は市が決定する。
掲載の枠数	1号につき14枠（販売は1枠単位）とする。
刷り色	カラー（プロセス4色）とする。
原稿の形式	イラストレーターで作成し、フォントはすべてアウトライン化する。画像がある場合は埋め込むか原稿と共に納入する。

##### ウ 広告の掲載期間等

- ・広告掲載期間は、令和8年5月号（4月25日発行）から令和9年4月号（3月25日発行）まで（12号）とする。
- ・広告掲載は1号を単位とし、同一の年度の範囲内で連続掲載できるものとする。
- ・同一団体等による同一号への複数掲載は認めない（2枠を1枠として使用することは可）。

##### エ 売却条件

- ・購入した広告枠数に掲載する広告を用意すること。
- ・広告原稿は、市が指定した期日までにデータで市に納入すること。
- ・掲載する広告は、要綱及び基準に基づき内容確認を行う。

## ② 市ホームページ

### ア ホームページの概要

- URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>
- アクセス数 トップページ4万7千件/月（令和7年度の状況。令和7年10月末現在）

### イ 広告の規格等

枠の大きさ	縦50ピクセル、横150ピクセル
掲載の位置	広告掲載位置は、ホームページのトップページ上で、市が指定した位置とする。掲載順は市が決定する。
掲載の枠数	ホームページのトップページに10枠とする。
データの形式	GIF形式とする。（アニメーションなど画像が変化するものは不可）
データの容量	10KB以内とする。

### ウ 広告の掲載期間等

- 広告掲載期間は、令和8年4月から令和9年3月までの12か月間とする。
- 広告掲載は1か月を単位とし、同一の年度の範囲内で連続掲載できるものとする。
- 1か月は月の初日から末日とし、月の途中から掲載した場合であっても、終期は当該月の末日とする。
- 同一団体等による同一月での複数掲載は認めない。
- 広告掲載期間内に市の都合でホームページを閉鎖し、広告が掲載できなかった場合は、閉鎖期間分を日割り計算で返金する。ただし、1日未満の場合は、返金は行わない。

### エ 売却条件

- 購入した広告枠数に掲載する広告を用意すること。
- 広告データは、市が指定した期日までにデータで市に納入すること。
- 掲載する広告は、要綱及び基準に基づき内容確認を行う。
- 広告掲載の後に、リンク先ページの内容等が法令に違反もしくはその恐れがあり掲載基準に抵触していると判断したときは、リンクの一時的解除及び内容等の変更を広告取扱業者に対して求めることができる。

## 3 広告主への販売価格（広告掲載料。掲載1回当たり。消費税を含む）

市と契約する広告代理店等が広告主に販売する広告掲載料は以下のとおりとする。

区分	広報上越	市ホームページ
広告掲載料 (消費税込)	28,050円	16,500円

## 4 広告代理店等への販売予定価格（最低価格）

	広報上越	市ホームページ
販売予定価格 (市納入金額)	1枠(年12号)につき 198,900円	1枠(12か月)につき 120,000円

## 5 広告掲載料の納入等

- (1) 広告代理店等は、購入した広告枠の契約金額を市の指定方法及び期日により納入すること。

区分		納期（予定）
広報上越	5月号～10月号分	令和8年4月24日（金）まで
	11月号～4月号分	令和8年9月25日（金）まで
市ホームページ	4月～9月分	令和8年4月24日（金）まで
	10月～3月分	令和8年9月25日（金）まで

- (2) 広告代理店等は、購入した広告枠の全ての広告が埋まらない場合も、広告掲載料を市へ納入しなければならない。

- (3) 契約金額が期限までに納入されない場合は、契約を解除する。

## 6 広告掲載までのスケジュール

- (1) 広報上越は発行日の概ね20日前までに広告データを納入するものとする。

- (2) 市ホームページは、原則として掲載月の前月20日（休日等の場合は翌平日）までにバナーのデータを納入するものとする。4月分は別に指定する。

## 7 留意事項

広告掲載取扱業務の全てを他の者に委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を他の者に委託する場合は、本市と協議の上、その承認を得るものとする。

## 8 応募資格

参加申し込み日現在において、次の各号の要件をすべて備えた事業者とする。

- (1) 上越市物品入札参加資格者名簿に登載された事業所の内、上越市内に本社、支社、営業所等を有する者。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 次のいずれにも該当しないものであること。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続き開始の申立てをされた者。

- (4) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次のいずれにも該当しない者であること。

① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められる者。

② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者。

- ③ 反社会的勢力を利用していると認められる者。
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。
  - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 上越市の市税の納税義務を有する者にあっては、当該市税の未納がない者。
- (6) 緊急の編集、打ち合わせ等が必要なときに迅速に対応ができる者。

## 9 入札参加申込書等の受付

### (1) 参加申込書等の提出

入札への参加を希望する場合は、次のとおり応募書類を各1部提出すること。

#### ① 応募書類

表書きに「「広報上越」及び「上越市ホームページ」有料広告掲載枠売却」と記入した封筒に以下の応募書類を封入し提出すること。

- ・参加申込書（様式1）
- ・入札書（兼見積書）（様式2）
- ・会社経歴、業務内容等が分かる資料（様式自由）

#### ② 提出期間

令和8年2月5日（木）午後5時必着

#### ③ 提出方法

広報対話課まで持参又は郵送で提出すること。

※ 郵送の場合は、必ず書留郵便など配達記録の残る方法で送付すること。

### (2) 入札書に記載する金額

入札金額は、1枠（年間分）当たりの購入希望額を「4 広告代理店等への販売予定価格（最低価格）」に記載した販売予定価格以上の額（税等の諸経費を含む。）で記入すること。

### (3) 入札保証金

免除

### (4) その他

- ① この入札に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ② 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

## 10 広告代理店の決定及び契約手続等

### (1) 決定方法等

- ① 提出された書類の審査を行い、「8応募資格」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とする。
- ② 選定対象者のうち、「4広告代理店等への販売予定価格（最低価格）」に記載する金額以上で、入札額の高い順番に購入希望枠数を販売する。なお、見積額が同額の場合は購入数が多い順、見積額が同額且つ購入数も同数の場合は受付順で広告代理店を決定する。

③ 開札は、令和8年2月6日（金）午前10時から広報対話課において行う。開札後、広告代理店に決定した応募者にのみ結果を文書で通知する。

(2) 契約の締結

落札者は、別途指示するところにより、落札決定後速やかに契約を締結しなければならない。

(3) 契約保証金

免除

11 スケジュール

募集開始日	：令和8年1月7日（水）
入札参加申込書、入札書（兼見積書）の提出	：令和8年2月5日（木）午後5時必着
開札の実施	：令和8年2月6日（金）午前10時

12 問合せ先及び各種書類の提出先

内容等に疑義がある場合等は、担当までお問い合わせください。

担当：上越市 総務部 広報対話課（井澤、須藤）

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 025-520-5614（直通）

FAX 025-526-6112

e-mail:koho-joetsu@city.joetsu.lg.jp